

令和3年勝浦町マラソン議会（5月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 令和3年5月18日

1 招集場所 勝浦町役場議場

1 開閉日時及び宣告

開議 5月18日 午前9時30分 議長 美馬友子

散会 5月18日 午前10時24分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

4番 仙才守 10番 井出美智子

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	春木達也
総務防災課長	中瀬弘晴	上下水道課長	大上誉司

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 令和3年度棚野久国地区配水池改築工事請負契約の締

結について

日程第5 発委第1号 勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第6 発委第2号 勝浦町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第7 町民の声に対する質問

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（美馬友子君） 皆さんおはようございます。

早くに今年は梅雨入りしたということですが、防災上の注意喚起のために梅雨入りの発表がされているということ昨日ニュースで再確認したところですが、大きな雨が降らないことを願っております。

それでは、ただいまから令和3年勝浦町マラソン議会5月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第1、諸般の報告を議題といたします。

井出議員から遅刻の届出が出ていますので、ご報告しておきます。

会議等への出席状況を報告いたします。

4月20日、徳島市で開催された徳島県町村議会議長会役員会に私が出席いたしました。

4月22日、23日、滋賀県で開催された令和3年度市町村議会議員研修に私が出席いたしました。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは野上町長、山田副町長、市川教育長、春木政策監、中瀬総務防災課長ほか関係各課長でございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

令和3年勝浦町マラソン議会5月会議における会議録署名議員は、4番仙才議員、10番井出議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第3、議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

節議会運営委員長。

○議会運営委員長（節 公一君） 議会運営委員会から報告いたします。

5月11日に議会運営委員会を開催し、5月会議の日程等について協議を行った結果、本日1日の開催といたしましたので、ご協力をお願いいたします。

なお、この5月会議における全ての第一読会において、会議規則第52条にある、議長が議員として質疑を行うときは、会議規則第53条にある自由討議と同様に議長席で行うことと決定いたしました。

以上、報告します。

○議長（美馬友子君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第4、議案第1号、令和3年度棚野久国地区配水池改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から議案第1号について趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

勝浦町マラソン議会5月会議を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところご出席を賜りまして深く感謝を申し上げます。

先ほど議長の挨拶にもありましたが、先週5月15日に四国地方の梅雨入りが発表されました。平年より21日早く、昨年より26日早い梅雨入りとなり、大雨による被害が少なかったここ数年ではありますが、今年は台風や豪雨に一層注意深く対応していきたいと思っております。

また、先週から一般高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種が始まりました。大きな混乱もなく、予約された高齢者にほぼ順調に接種できております。ワクチンの効果が早く現れ、感染拡大を抑え、安心して暮らせる生活が来ることを祈っております。

それでは、議会に上程いたしております議案につきましてご説明申し上げます。

議案第1号、令和3年度棚野久国地区配水池改築工事請負契約の締結についてであります。

これは、棚野久国地区にあります配水池の改築に係る工事請負契約の相手方を定め、その者と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、町議会の議決を求めるものでございます。

以上、詳細につきましては担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終了いたしました。

続いて、議案第1号について大上上下水道課長から詳細説明を求めます。

大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 上下水道課から、議案第1号、令和3年度棚野久国地区配水池改築工事請負契約の締結について詳細説明をさせていただきます。

今回の契約につきまして、まず契約の目的であります、棚野久国地区の配水池改築工事を行うものであります。

具体的には、棚野久国地区の配水施設は現在3基で運用を行っておりますが、増築後53年経過しており、老朽化によりひび割れ等が多く見られるため、今回配水池を統合し、新たにステンレス製260トン級の配水池に更新する工事でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札ということで、先日実施しました指名競争入札により、業者決定を受けての契約となっております。なお、入札でございますが、去る5月6日に実施いたしました。11者の指名に対し、5者の辞退があり、6者の出席により実施いたしました。

設計金額、税抜き額でございますが、1億2,149万7,000円に対する請負額、税抜き額でございますが、1億1,900万円の割合となります。請負率は97.9%となっております。

契約の金額でございますが、1億3,090万円となっております。

契約の相手方は、徳島県勝浦郡勝浦町大字生名字東37番地、有限会社勝水工業代表取締役尾花幸子となっております。

なお、履行期限といたしまして、令和4年3月10日での完了を予定しております。

以上、議案第1号、令和3年度棚野久国地区配水池改築工事請負契約の締結についての詳細説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終了いたしました。

これより詳細質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

松田議員。

○7番（松田貴志君） まず1個目、要望なんですけど、せっかく最近ホームページ上に入札結果載せてくれよんで、資料としてタブレットのほうにも載せてもらったら、多分議員さんも議案に対していろいろと質問もしやすいんちゃうのかなと思いますので、それはうちの事務局なんかな、またそれぞれ担当課に関してもこうやって資料提供もよろしくお願いします。

それで、質問なんですけど、今回の設計金額っていうのはあらかじめ公表してるのかどうかっていう部分と、最低制限価格が90%、設計金額の90%ほどになってますが、これについては、一般の土木工事と今回のこういった、今回も土木工事なんやけど、こういった部分との比較に関して、最低制限価格が90%ほどっていうのが適正なのかどうかっていう部分についてお答えいただけますか。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） まず、設計額の公開について回答させていただきます。

設計額は閲覧時に公開させていただいております。

それと、この最低制限が妥当なのかどうかということなんですけれども、本町の施行の条例どおりに執行しておりますので、適切と考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） ごめんなさい。そこらあたりのルールが、今さら何を言いよんかって思われるかもしれませんが、90%ぐらいに設定するのが、それぞれの入札にかけるときにおいて決められようんですか。土木とか、建築とか、そういった部分に関して、それぞれにそういった規定があるんですか。

いやいや、だけん、どういった規定の中で、自分が言いたいのは、全て同じその9割に設定しとんかどうかっていう話です。いや、でなしに、それはもう公にしてないんかな。最低制限価格を公にしたら意味ないんやけどね。そこらあたりのルールの部分、こさいはもちろん決められとると思うんですけど、どういうふうな形でこの9割を設定したのかなっていう部分です。もう一言言えば、実際、自分の感覚的には、9割ってというのは、自分的にはちょっと高いんかなとか思う。個人的な思いですよ。そこらあたりの9割に設定している部分が、言うたら今日言った基準があるのか、また県のそういう基準にのっとって町が運用しているのかとか、そこらあたりって何かあるんですかね。

○議長（美馬友子君） どなたか行ける。

小休します。

午前9時43分 休憩

午前9時45分 再開

○議長（美馬友子君） 再開いたします。

大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） お答えいたします。

今年の4月から、県の指導、県と同じように、入札時にランダム係数という係数を抽せんより掛けることにいたしまして、それによって若干の誤差が、請負のほうの額の差が出てくるようになってきてる。例えば、1番から15番まで番号を設定いたしまして、それによって率が違うんですけど、1倍から1.何倍とか、いろいろ倍率が違ったものを入札のたびに抽せんして、額を設定して、その後、入札が終わったところで入札を行いまして、それが終わった後、ホームページ等で入札の結果を全てそのあたりは開示させていただいております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） ごめんなさい。唐突に質問した内容も悪かったと思うんですけど、またそこらあたり仮に、この春から新たな方式でされてるっていう今の話と思うんですけど、またほういったルールの資料等があれば見てみたいと思いますので、後で資料提供をお願いできますか。議長大丈夫ですか。

○議長（美馬友子君） 資料提供できますか。

○上下水道課長（大上誉司君） はい。

○議長（美馬友子君） 大丈夫。

○7番（松田貴志君） すみません。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 当初予算が1億5,700万円、3月で決まったんですけど、それに対して今回設計金額が、逆算しますと1億3,600万円ぐらいの設計金額かなあというところなんですけど、一応当初予算で計画されてる、当初予算で設計した池のタンクが2,600万円ぐらい、これ実際予算よりは低く実現できるということなんですけど、当初どおり配水池ができるんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） お答えいたします。

入札の際の仕様書に全て必要なものをうたい込んでございますので、それによって入札を行って安くなったということがございますので、全く同じものができると予定しております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） ということは、当初予算を多分概算で出してるんだらうと思うんですけど、多く見積もり過ぎたってということなんでしょうか。その点お願いします。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） お答えいたします。

当初予算は、多く見積もり過ぎていたのではなくて、昨年度1年間かけまして設計を行いましたので、それで、その都度、よりよく、より安くっていうふうに、いつも改善を行っておりました。それで、ちょうど入札前にちょっと改善が見られましたので、単価が若干抑えられたところがありましたので、今回に反映できたのかなと思います。



以上でございます。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） 簡単に、こういったところがコストダウンになったんでしょうか。最後にお願いします。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 配水池あたりの土工とかが、高さの関係で擁壁の構造物とかの数量が若干変わってきたように思います。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

国清議員。

○9番（国清一治君） 基本的なところで確認を、教えてもらいたいんやけど、この工事の名称なんやけど、棚野久国地区配水池改修工事、これで正しいですか。

ていうんは、一般町民が見てこれが水道の工事やっていうのが分かりにくいんじゃないかっていうことなんよ。条例上どういう、これからもあるよね、どういう、こういう関係の工事について感覚で持っとんか、教えてください。基本的なこと。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 工事の名称につきましては、今までの慣例どおりというか、今までどおりのつけ方でつけてきたんですけれども、町民に対して分かりにくいというご意見がありますので、できるだけ改善して分かりやすく表現していきたいと考えて努力したいと思います。

○議長（美馬友子君） 国清議員。

○9番（国清一治君） ていうのは、今までは固有名詞があったね。棚野久国地区簡易水道とかという名称があったんやけど、今度は条例が変わって勝浦町簡易水道っていう頭があって、そん中の地区指定をしとるわな、各地区、星谷地区とか。ほれはほんでいいんやけど、町民が見た場合に、これ水道工事っちゅうのがまず分からんと、分かりにくいと。ほやけん、もし変えられるもんだったら、やっぱり何ぼ長あなくても勝浦町簡易水道、そん中の棚野久国地区配水池っていう思案にしたほうが、僕はいいと思う、町民に理解されると思う。変えられるもんやったら、これから変えたほうがいいと思いますんで、お願いします、検討。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） いただいたご意見を真摯に受け止めまして、改善すべきところは改めていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 設計業者っていうか、これはどこ、光設計ですか。どこが設計されておるんですかね。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 光設計でございます。

○議長（美馬友子君） いいですか。

ほかにありませんか。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、質疑なしと認めます。

以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第1号を第二読会に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。本件は第二読会に付することに決定いたします。

議案第1号を議題といたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第1号を第三読会に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

議案第1号について討論と採決を行います。

これより第三読会を開きます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、令和3年度棚野久国地区配水池改築工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(美馬友子君) 次に、日程第5、発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

提出者から発委第1号の趣旨説明を求めます。

部議会運営委員長。

○議会運営委員長(部 公一君) 発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について。

このことについて、勝浦町議会会議規則第11条第2項の規定により提出する。令和3年5月18日提出。提出者、勝浦町議会運営委員長部公一。賛成者、勝浦町議会議員花房勝一、同相原喜久男、同瀬戸直一、同仙才守、同美馬友子、同麻植秀樹、同松田

貴志，同国清一治，同井出美智子。勝浦町議会議長美馬友子殿。

提案説明といたしましては，勝浦町マラソン議会の令和3年7月10日から1年間の会議日程を定めるもので，議会運営委員会のほか，熟済会議や理事者とも協議を行った結果，別表のとおり提出するものであります。

説明は以上といたします。

○議長（美馬友子君） 提出者の説明は終わりました。

これより発委第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） お諮りいたします。

本件については第二読会を省略し，直ちに第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので，発委第1号は第三読会に付することと決定いたします。

これより第三読会を開きます。

本件については議員全員の賛成による提出のため，討論を省略し，直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので，採決を行うことに決定いたします。

これより発委第1号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって，発委第1号，勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に，日程第6，発委第2号，勝浦町議会会議規則の一部を

改正する規則についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

提出者から発委第2号の趣旨説明を求めます。

総議会運営委員長。

○議会運営委員長（総 公一君） 発委第2号，勝浦町議会会議規則の一部を改正する規則について。

このことについて，勝浦町議会会議規則第11条第2項の規定により提出する。令和3年5月18日提出。提出者，勝浦町議会運営委員長総公一。賛成者，勝浦町議会議員花房勝一，同相原喜久男，同瀬戸直一，同仙才守，同美馬友子，同麻植秀樹，同松田貴志，同国清一治，同井出美智子。勝浦町議会議長美馬友子殿。

提案理由といたしましては，議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ，男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として，出産，育児，介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため，議会への欠席事由を整備するとともに，出産について産前，産後の欠席期間を規定する。

また，請願者の利便性の向上を図るため，議会への請願手続について，請願書に一律に求めている押印の義務づけを見直し，署名または記名押印に改めるとともに，議場に入る者の携帯品の持込みの取扱いを改めるものであります。

以上で説明といたします。

○議長（美馬友子君） 提出者の説明は終わりました。

これより発委第2号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） お諮りします。

本件については第二読会を省略し，直ちに第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので，発委第2号は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

本件については議員全員の賛成による提出のため、討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、採決を行うことに決定いたします。

これより発委第2号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。したがって、発委第2号、勝浦町議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(美馬友子君) 次に、日程第7、町民の声に対する質問を行います。

4番仙才守議員の質問を許可いたします。

○4番(仙才 守君) それでは、議長より許可をいただきましたので、ただいまより4番議員、町民の声に対する質問を始めさせていただきます。

質問の内容ですけれども、ここに出ておりますように、坂本体育館の避難所解除についてということでございます。

昨年のみかん会議で質問をしておりましたところが、耐震不足のために坂本の体育館を避難所から解除したということが判明をしました。そのとき以来、半年経過しておりますので、ここで質問をさせていただきたいというふうに思ったわけです。ちょっと待って、簡単な資料を作っておりますので、同期したかな。

坂本体育館の避難所指定解除についてと。昨年のみかん会議で、耐震不足のため解除したとの答弁を得ております。このことについて4点、耐震不足の詳細、それから指定解除の経緯、検討の状況、それから今後の対策ということで伺っていきたいと思うんですが、先に今出ております画面は、指定避難所の一覧表でございます。これを少し大きくしますと、赤枠で囲ってあるところが坂本の指定避難所の状況です。130名の収容人員があるということになっております。これについて、与川内の場合だと町民体育館ということで、280名の人口に対して240名あると。それから、中山地区にしましても、専門学校の体育館に200名、横瀬地区にしましても、これはJ A東

とくしま、それから横瀬小学校ということで、300名を超える容量があるということなんですけれども、坂本は少し少ないんじゃないかというような問合せをしましたところが、さらにこの坂本の体育館は指定が解除されてますよということになりました、坂本としては50人になったわけです。

それで、みかん会議の一般質問として、これは議会だよりに載せた記事を抜粋したものでございます。この質疑の中で判明した内容、耐震基準を満たさないために避難所指定から解除しましたよということですね。そのときに、繰り返しになりますけれども、収容者数が51人で著しく不足していると。体育館は鉄骨構造であり、耐震対策はしやすいのではないかと。早急に避難所指定を回復してほしいと。こういうことで依頼をしたわけでありまして。検討するということであつたので、今日の質問になっております。

元に戻ります。このページの問題点というところに書いてありますが、実はおととい、坂本区の区会があつたんです。その区会の場において、実はあさって議会があつて、こういう質問をしようと思うとということで紹介をしましたところが、区会議員、住民から言われたことは、こういうことをやる前に、もともと住民が解除されとることを知らなかったことが一番問題じゃないかと。ほんまに避難せないかんような状況が起こったらどうするつもりだつたんだらうかと。まずは、役場が坂本へ来て、こういうことで解除したいと、それなりの理由があるんだらうから、それを説明を受けるところから始めていかないといかんのじゃないかというような、もっともな話がありまして、今日いろいろと答弁を用意はしてくれてると思うんですけれども、まずその話がありましたので、このために総会開くわけにもいかないので、次回の区会するとき、あるいは次回のその次でもいいんですが、役場のしかるべき人がこの区会にでも来て、説明をしてほしいと、話を聞かせてほしいというようなことがありました。そのあたりも対応いただけるかどうかを含めまして、答弁をお願いしたいと思います。

ついでに言うならば、農村婦人の家についてもやっぱり同じようなことが言えると思うんですよ。当事者に対して説明をせずにそういうことを決めとるっていうのはどうということなのかっていうのは、かなり問題があるというふうに思っておりますので、答弁をお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 坂本体育館につきましては、建築年度が昭和56年6月1日以前ということで、新耐震基準を満たしていないということで確認しております。それで、施設の所管課のほうに問合せをしております、当時。そのときに耐震診断及び耐震改修の予定は現在のところないということでした。そちらのほうを受けまして、地域防災計画の中の避難所から耐震性が確保されていないということで令和2年3月31日において、災害基本法に基づく知事への報告、それから公示等を行って指定を解除したというふうな経緯でございます。

坂本地区の避難所は、地区ごとに見ますと不足しているような状況であろうかというふうには考えております。こちらのほう、地区の避難所を地区でのみ確保するのは非常に難しい状況であるというふうには考えております。今後につきましては、町内公共施設等、全て検討いたしまして、避難所等の指定を行っていきたいと考えております。

それから、住民への周知という点でございますが、こちらのほう十分周知はできていなかったというふうには反省をいたしております。必要というか、住民への説明等につきましては、相談をして行っていく方向で検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 今ちょっと聞き漏らしたような感じなんですが、耐震診断の結果というのはどうだったんですか、一応その件。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 使わせていただいて申し訳ございませんが、先ほどの、こちら議会広報にも書いておりますように、耐震基準を満たしていないということです。昭和56年6月1日以前に建設されておるということで、新耐震基準というのが、それ以降建築されたものについては新耐震基準というのを満たしていると。それ以前の建築物については満たしていないということで、耐震診断等の必要性が出てくるということです。そちらのほうの診断自体が所管課のほうで未実施であるということで、耐震診断の結果が出ているということではございません。

それと、診断の今後の実施予定、それから耐震、当然診断すると改修等が伴うもの

と考えておりますが、そちらのほうの実施の予定がないということで、避難所としては防災拠点建築物ということで、避難所としての指定としては解除に至ったということでございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） そうすると、耐震診断をしたら満たしてる可能性もあるっちゃうことですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 診断をしてみないと、そちらのほうは私のほうでは何とも言えないんですが、一般的に昭和56年6月1日以前の建築物については診断の必要があるのではないかというふうには、私のほうでは考えております。診断を未実施の、建築年度も古いような施設を避難所として指定するというところに問題があるということで、こちらを防災会議のほうに諮って解除をさせていただいたという経緯でございます。上手に言えたかどうかは分かりませんが、そういった経緯です。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 大丈夫かと思うんやね、今の答弁で。みんな、一般住宅でも耐震診断してくれよとかいろんなこと言いよって、避難所に指定しとったところの耐震診断もしてないと。してないけれども解除したと。住民には知らせとらんと。僕おかしいなと思って、徳島のハザードマップ見たら、いまだに避難所として指定されとんよね。ちぐはぐというか、そういう行政で大丈夫かという非常に心配になってくるんやね。これ以上話はちょっとできんよね、それ。

耐震診断してみたも、耐震に対して危ないっていうことが分かったから解除しますとか、あるいは耐震強度が足らんから補強しようとしたけれどもかなり金額がかかって、とてもじゃないが補強できんから指定から解除しますとか、そんなんだったら分かるんだよ。ここでも書いてあるように鉄骨構造ですから、補強やというのは大した、いや、これもこの前の区会の中でも出たんですよ、鉄骨だろうかと。もし足らんかったとしても補強できるん違うんという声が出ましたよ。いや、ずさんというか、一番びっくりしたのは住民に対して説明も何もしてないということよ。それから診断もしてないと。診断もしてないのに解除したと。県に報告もしとらんと。

したん。

○議長（美馬友子君） さっき答弁で。

県には報告を……。

○4番（仙才 守君） ほな、県のハザードマップが間違うとると、こういうことやな。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 議員ご指摘のように、住民への周知については、私のほうも十分でなかったというふうには思っておりますが、県知事に対して指定避難所の指定の取消しの通知、これは災害対策基本法に基づく通知でございます。そちらのほうは令和2年3月31日付で徳島県知事宛てに通知をさせていただいております。県のほうでも、そちらのほうは受け付けているというふうには確認をさせていただいたところですが、ハザードマップに載ってる云々っていうのは、私のほうでは確認十分できてはおりませんが、そういったことで、公的な処置、通知につきましてはしているということでございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） これ以上時間取ろうとは思わんですけれども、県に通知するんだったら、その前に住民に通知をせないかんと思いますね。それから、強度が足らんと言うんだったら、まずは診断をせないかんわね。診断もせずに足らんだろうという推測で解除したということであればおかしいんじゃないですか。

いずれにせよ、坂本の区会としては、私も区長にも確認を取ったんですよ、何か連絡あったって聞いたら何にもないと言ってましたから、改めて一遍来てほしいということですので、これは対応いただきたいというふうに思います。

私のほうからは以上です。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 住民への説明ということで、お答えをさせていただきます。

説明会、担当と説明に何うようなことで考えさせていただきたいというか、日程等調整をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） やめようと思うたんやけど、もう一つ聞いとく。

全体的に今回のこのことについて、町長、副町長どちらでも結構ですけども、どのように考えますか。それだけ聞いときたいと思います。

○議長（美馬友子君） あれはないんですけど。

休憩しますか。ちょっと小休させてください。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

山田副町長。

○副町長（山田 徹君） ご質問にあります住民の方へのご説明が十分にできていなかった、こちらのほうにつきましてはおわびを申し上げておきたいと思います。ただ、区長さんのほうには、私のほうではご連絡をさせていただいているというふうに聞いております。ただ、こちらのほうは2年、2年ちゅうか、今の区長さんではないのかなというふうな気はしますけれども……。

○4番（仙才 守君） それぞれに聞いたん。

○副町長（山田 徹君） たしかしとうと思います。

ただ、今回特にご質問されている避難所の件でございます。こちらのほうにつきましては、解除した時期から、今回千年に一度の被害に対する対応をするということで、国の方針も若干変わってきたような状況がございます。それによりまして、今回千年に一度のハザードマップを作り上げておりますので、それによって横瀬より下のほうの避難所っていうのは非常に厳しいような状況にはなっている状況がございます。水害のときにつきましては、全体を見て、多分個別避難あるいは垂直避難、こちらのほうで対応するようなことでどうにか避難人数の確保をしているようなところでございます。この水害のところにつきましては、今後も町内全体を見て避難の方法、あるいはそちらについての周知っていうのを、今後もう少し検討して進めていかなければならない状況であろうかと思っております。全体を見た中で、避難所、坂本の体育館も含めた中で見直しをしていくようなことになろうかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員，お……。

以上で4番仙才守議員の質問は終了いたしました。

以上で5月会議の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

午前10時24分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員